

上越市選挙管理委員会告示 第 60 号

衆議院議員総選挙の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 1 項の規定によるポスター掲示場の設置場所を次のとおり定めた。

令和 6 年 10 月 14 日

上越市選挙管理委員会

委員長 澤 海 雄 一

1 ポスター掲示場の設置場所

別紙のとおり（1,018 か所）